道路運送車両法関係手数料令(昭和二十六年政令第二百五十五号)道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案新旧対照条文

										1
八一登録事項等証明書の交付を請求す	七 (略)	六 (略)	する者 五 輸出予定届出証明書の交付を申請	証明書の交付を受ける者条第八項の規定による一時抹消登録四 法第十五条の二第五項又は第十六	三 (略)	時抹消登録を申請する者ニー変更登録、輸出抹消仮登録又は一	一 (略)	手数料を納付すべき者	   めなければならない手数料の額は、次のよりなければならない手数料の額は、次のよりは多いでは、	改正
イ 現在記録ファイルに記る証明書 一 自動車一両ごとに作成す	(略)	(略)	一両につき三百五十円	一両につき三百五十円	(略)	一両につき三百五十円	(略)	金額	次のとおりとする。 、う。)第百二条第一項の規定により納	案
	五(略)	四 (略)			三 (略)	抹消登録を申請する者 変更登録又は法第十六条第一項の	一 (略)	手数料を納付すべき者	めなければならない手数料の額は、次の2道路運送車両法 (以下「法」という。)	現
- 自動車一両ごとに作成す 一枚につき次に掲げる金額	(略)	(略)			略)	一両につき三百五十円	(略)	金	次のとおりとする。 () 第百二条第一項の規定により納	行

## (傍線の部分は改正部分)

十 新規検査を申請する者	九 (略)	
一両につき次に掲げる金額 一両につき次に掲げる金額 一両につき次に掲げる金額 一両につき次に掲げる金額 一両につき次に掲げる金額 一両につき次に掲げる金額 一両につき次に掲げる金額 一両につき次に掲げる金額 一両につき次に掲げる金額	(略)	(係るもの 一枚につき四百円 (保存記録ファイルに記録されている事項のみに をれている事項に係るもの 一件につき千円(保 を記録ファイルに記録されている事項に係るもの で現在記録ファイルに記録さ の超える枚数が一枚を超えるもの で現在記録ファイルに記録さ の超える枚数が一枚を超えるもの の超える枚数が一枚を超えるもの で現在記録ファイルに記録さ の超えるもの の相でいる事項に係るもの のおことに のいると のいる のいる のいる のいる のいる のいる のいる のいる
八新規検査を申請する者	七 (略)	
一両につき次に掲げる金額 一両につき次に掲げる金額 一両につき次に掲げる金額 一両につき次に掲げる金額 三に限定自動車(限定保安基準適合証の提出がある自動車(限定自動車並びに保安基準適合証の提出がある自動車並びある自動車がある。	(略)	イ 現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 四百円 に係るもの 三百円 二 三十両以下の自動車につ 「三百円」 「三百円」 「三百円」 「三百円」 「三百円」 「三百円」 「一月して作成する証明 まで現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 四百円

		録されている事項のみにる証明書	十五 法第七十二条の三の規定による
略)	十二 (略)	(略)	十四(略)
一両につき次に掲げる金額 一両につき次に掲げる金額 一両につき次に掲げる金額 車検査証の提出がある自動車 で保安基準適合証の提出がある自動車(限定自動車 手で限る。) 千二百円 車に限る。) 千二百円 車に限る。) 千二百円 ながある自動車(限定保安基準 がある自動車(限定保安基準 がある自動車(限定保安基準 がある自動車(取定保安基準 がある自動車(取定保安基準 がある自動車がある自動車 イ 小型自動車及び検査対 条軽自動車、千四百円 まを軽自動車以外の自動車 がある自動車がある自動車	十一 予備検査を申請する者	一両につき次に掲げる金額 一両につき次に掲げる金額 一両につき次に掲げる金額 一両につき次に掲げる金額 上 ともに保安基準適合証の提出がある自動車検査証及び限定保安 事で限る。) 千二百円 事に限る。) 千二百円 な軽自動車(限定保安基準適合証の提出がある自動車(限定保安基準適合証の提出がある自動車ので限定保安基準の自動車がある。	十三 予備検査を申請する者
(略)	十 (略)	(略)	十二 (略)
(略)	九 (略)	(略)	十一 (略)
イ 小型自動車及び検査対イ 小型自動車及び検査対		千五百円 象軽自動車以外の自動車 象軽自動車 千四百円 ののは ののでは ののでは ののでは のでは のでは のでは	

二十 (略)	十九(略)	十八(略)	十七(略)	十六 (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(保   (保   (保   (保   (保   (保   (保   (保
十七(略)	十六(略)	十五(略)	十四(略)	十三(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	